

新潟県首都圏情報発信拠点飲食店舗運営事業 募集要項

2023年6月7日

新潟県首都圏情報発信拠点設置準備委員会

1 趣旨

新潟県では、公益財団法人にいがた産業創造機構（NICO）と連携して、首都圏における新潟県の情報発信、県産品の販路開拓、新潟県に所縁や関心のある人々や企業との交流の促進等を目的に、新たに銀座に情報発信拠点を整備することとしている。

本募集要項は、本拠点のうち、8階飲食店舗を運営する事業者（1者）を選定するための必要事項を定めるものである。

2 新潟県首都圏情報発信拠点の概要等

(1) 所在地（別紙1）

東京都中央区銀座5-6-7

(2) 施設概要（別紙2）

飲食店舗運営事業者が利用するのは8階のみ

階	用途	面積	
		坪数	m ²
8階	飲食店舗	35.11	116.06
3階	イベントスペース	35.11	116.06
2階	物産販売	35.11	116.06
1階	物産販売	27.70	91.57
地下1階	ストックスペース	30.41	100.53
	事務室（運営事業者用）		
	更衣室・トイレ（共用）、事務室（事務局）、移住相談窓口等		
	計	163.44	540.28

(3) 新潟県首都圏情報発信拠点 全体計画

基本計画（別紙3）のとおり

(4) 拠点全体管理・運営

公益財団法人にいがた産業創造機構（NICO）

3 業務内容等

別紙4「新潟県首都圏情報発信拠点飲食店舗運営事業 業務内容等」のとおり

4 公募スケジュール（予定）

2023年6月7日（水）	公募開始（説明会案内）
6月13日（火）	説明会参加申込期限
6月15日（木）	説明会開催
6月22日（木）正午	質問書提出期限
7月3日（月）	質問に対する回答
7月10日（月）正午	参加申込書提出期限

7月18日（火）	参加資格確認結果通知
7月26日（水）正午	企画提案書提出期限
8月上旬	審査会の開催（プレゼンテーションの実施）
8月下旬	最優秀提案者等の決定、結果の通知
8月下旬	運営事業者の決定、契約締結
2024年2月～4月	拠点の内装、設備工事 （8階：飲食店舗運営事業者、その他階：NICO）
4月下旬（～5月上旬）	飲食店舗オープン

5 資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者或いは複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体として応募する場合は、幹事法人を決め、幹事法人が企画提案書を提出すること。応募後の共同企業体の幹事法人及び構成員の変更は認めない。また、共同企業体の構成員は、本公募に係る他の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) これまでに同様の業務に関する実績があり、かつ、本業務を的確に遂行する経営基盤、資金等を有し、確実な履行が見込まれるものであること。

※共同企業体の場合、うち1社以上が同様の業務の実績を有していること。

(2) 納付が義務付けられている都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を完納していること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

6 質問の受付及び回答

募集要項についての質問は下記により行うこと。なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けない。

(1) 質問の受付

ア 質問方法

下記13の事務局に質問書（別紙様式1）を電子メールにより送付すること。

イ 受付期限

2023年6月22日（木）正午

(2) 質問に対する回答

提出期限までに受け付けた質問に対する回答は、2023年7月3日（月）までに、NICOホームページにおける本公募に係るページ（<https://www.nico.or.jp/nyusatsu/65613/>）に掲示し、個別には回答しない。

7 参加申込及び資格要件の確認結果の通知

(1) 参加申込

ア 提出書類

以下の資料を各1部（②及び⑧については各5部）提出すること。（共同企業体の場合は全構成員分を提出）

①参加申込書（別紙様式2）

※共同企業体は幹事法人以外が提出する「共同企業体同意書」を添付すること。

②飲食店等の運営実績の概要がわかる書類（様式任意）

※会社案内、パンフレット等も可

③定款の写し

④登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人の場合）

⑤過去3か年分の決算書（貸借対照表、損益計算書）

⑥都道府県税の滞納がない旨の証明書

⑦法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

⑧法人等の概要を説明したパンフレット・リーフレット等

イ 提出期限

2023年7月10日（月）正午【必着】

ウ 提出方法

下記13の事務局に持参又は郵送（書留郵便に限る）

※郵送の場合は、提出先宛に到着確認の電話を行うこと。

(2) 資格要件の確認結果の通知

参加申込書を提出した者全員に対し、2023年7月18日（火）までに参加資格の確認結果の通知を書面で行う。

(3) 参加の辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、別紙様式3「参加申込辞退書」を提出すること。

8 企画提案書の提出

(1) 企画提案書

別紙4「新潟県首都圏情報発信拠点飲食店舗運営事業 業務内容等」の「3 提案を求める内容」を踏まえた企画提案書を次のとおり作成すること。

- ・任意様式で、A4版片面印刷で30ページ以内、横書き、左綴じとし、文字サイズは11ポイント以上で作成すること（注釈は11ポイント未満でも可）。
- ・表紙に「新潟県首都圏情報発信拠点 飲食店舗運営事業」とし、余白に企業（共同企業体）名を表示すること。
- ・提案概要をA3版1枚にまとめ、合わせて提出すること。

(2) 提出期限

2023年7月26日（水）正午【必着】

(3) 提出方法等

12部を下記13の事務局に持参又は郵送（書留郵便に限る。）

このほか、電子データをメールで提出すること。

※郵送の場合は、提出先宛に到着確認の電話を行うこと。

(4) その他

- ・参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- ・提出期限以降の企画提案書の追加、差替え又は再提出は認めない。
- ・提出書類は理由の如何を問わず、返却は行わない。

9 企画提案書等の審査

(1) 審査方法

提出された企画提案書等に基づき、外部有識者を含む審査会においてヒアリング（プレゼンテーション方式）により審査を行う。

ただし、内容に疑義等がある場合は、事務局により個別にヒアリングを行うことがある。

※応募多数の場合は、審査会の前に書類審査を行う。

(2) 日時・会場等

企画提案書を提出した者に対し、別途通知する。

10 審査結果の通知

審査委員会での評価を踏まえ、新潟県首都圏情報発信拠点設置準備委員会で最優秀提案者と次点者を選定することとし、審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては認めない。

11 契約の締結

最優秀提案者と協議を行った上で、契約を締結する。ただし、その者が「12（4）失格事項」に該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

【契約に当たっての主な留意点】

- ・契約に当たっては、企画提案の内容をそのまま採用することを約束するものではなく、詳細について企画提案書を基に双方が協議の上、決定する。
- ・契約保証金は免除する。
- ・拠点を設置する予定の建物の工事が遅延した場合、又は中止した場合など、予定変更があった場合には、契約内容を変更することがある。

12 その他

(1) 企画提案書等の取扱い

- ・参加申込書及び企画提案書の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。
- ・企画提案書の著作権は、原則として企画提案書を提出した提案者に帰属する。また、著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。
- ・提出された企画提案については、提案者に無断で、本公募以外の目的で使用しないものとする。
- ・提案書等の審査を行う際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成す

ることがある。

- ・必要に応じて、事務局は、追加の資料の提出を求めることができる。
- ・提出された書類は返却しない。

(2) 情報公開

- ・契約者の名称は公表される。
- ・本公募に関わる情報の公開が求められた場合は、「公益財団法人にいがた産業創造機構情報公開規程」及び「新潟県情報公開条例」に基づき、処理を行う。ただし、公開により、提案者が有する権利、競争上の地位、その他正当な権利を害するおそれがあるものについては非公開とする。

(3) 守秘義務

- ・本公募に参加する者は、参加に当たり知り得た本事業に係る情報その他にいがた産業創造機構や県の情報（公知となっている情報及び第三者から合法的に取得できる情報を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ①参加資格を失った場合又は参加資格がないことが判明した場合。
- ②提出した書類に虚偽又は不正の記載があることが判明した場合。
- ③この要項において示した条件に反した場合又は著しく逸脱した場合。
- ④運営事業者等が社会的に非難される事件を起こした場合。
- ⑤運営事業者等が倒産し、若しくは解散した場合。
- ⑥資金事情の悪化等により、業務の履行が確実でない認められる場合。
- ⑦正当な理由なくして契約の締結に応じない場合。
- ⑧その他運営事業者に指定することが不可能となった場合又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合。

13 事務局（問い合わせ・申込書等提出先）

新潟県首都圏情報発信拠点設置準備委員会

飲食店舗運営事業事務局：公益財団法人にいがた産業創造機構

〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号万代島ビル9階

電話：025-246-0038、FAX：025-246-0030、E-Mail：niigata-kyoten@nico.or.jp